

山梨市地域経済循環創造事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山梨市補助金等交付規則（平成17年山梨市規則第43号）に定めるもののほか、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年総行政第29号総務大臣通知。以下「国要綱」という。）に基づき、地域の金融機関からの融資を受けながら、地域における経済循環に寄与する取組を実施しようとする民間事業者等に対し、予算の範囲内において交付する山梨市地域経済循環創造事業費補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する個人又は市内に事業所を置く法人若しくは団体であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市税及び市債務を滞納している者
- (2) 山梨市暴力団排除条例（平成26年山梨市条例第26号）第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又は同条例第7条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 地域資源を生かした先進的かつ持続可能な事業であって、地域での経済循環を創造するもののうち、国要綱第10条の規定により、市長が交付決定を受けたものであること。
- (2) 実施にあたり必要な1人以上の従業員を新たに市内で雇用することを計画していること。
- (3) 地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業であること。
- (4) 第4条に規定する補助対象経費のうち、補助対象者が地域金融機関又は日本政策金融公庫から受ける融資額（以下「融資額」という。）が第5条に規定する公費

による補助金額と同額以上であること。

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業の実施に要する費用であって、国要綱第 5 条の規定により、次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	説明
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費（用地取得費を除く）
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む。）
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、補助対象者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費（補助対象者が直接行う調査研究に係る経費を除く）

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、1 事業あたり 1,000 万円を上限とする。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（事業計画協議）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、第 8 条に規定する補助金の交付申請を行う前に、山梨市地域経済循環創造事業費補助金事業計画協議書（様式第 1 号。以下「協議書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- （1） 国要綱で定める地域経済循環創造事業実施計画書
- （2） 収支計画書（様式第 2 号）及び具体的な積算根拠が分かる資料
- （3） 事業スケジュール
- （4） 事業概要が分かる資料

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事業計画協議の審査)

第 7 条 市長は、前条に規定する協議書の提出があったときは、事業内容の適否について審査し、事業内容の適否を決定したときは、山梨市地域経済循環創造事業費補助金事業計画協議結果通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請者の経営能力、事業計画の妥当性等の審査を行うため、山梨市地域経済循環創造事業費補助金審査会に事業内容の適否について諮ることができる。

(補助金の交付申請)

第 8 条 前条の規定により、事業採択の決定通知を受けた申請者は、山梨市地域経済循環創造事業費補助金交付申請書（様式第 4 号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 国要綱で定める地域経済循環創造事業実施計画書

(2) 収支計画書（様式第 2 号）及び具体的な積算根拠が分かる資料

(3) 事業スケジュール

(4) 事業概要が分かる資料

(5) 申請年度及び申請年度前年度における市税の納税証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、前項各号に規定する書類のうち第 6 条の規定に基づき提出した書類であって、事業計画協議において変更の必要がないと認められたものに限り、当該書類の提出を省略することができる。

3 申請者は、第 1 項の規定による申請を行うに当たり、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率に乗じて得た金額の合計額の金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第 9 条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、関係書類を審査し、適正と認めたときは、山梨市地域経済循環創造事業費補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第 10 条 交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、前条の交付決定の内容に不服があるときには、補助金の交付決定の日から起算して 30 日を経過する日までに、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により、申請を取り下げ場合は、申請書の写しを添えて、山梨市地域経済循環創造事業費補助金交付申請取下書（様式第 6 号）を市長に提出するものとする。

（状況報告）

第 11 条 補助事業者は、市長から要求があった場合は、事業の遂行状況について、山梨市地域経済循環創造事業費補助金遂行状況報告書（様式第 7 号。以下「遂行状況報告書」という。）を提出しなければならない。

（事業計画変更等の承認）

第 12 条 補助事業者は、事業の内容等を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、山梨市地域経済循環創造事業費補助金変更申請書（様式第 8 号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

（1） 第 4 条に規定する補助対象経費の区分相互間における、補助対象経費総額の 10 パーセント以内の流用

（2） 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ補助事業者の自由な創意により、より能率的な交付目的達成に資するもの

（3） 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更

2 市長は、前項の規定により変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、山梨市地域経済循環創造事業費補助金変更承認（不承認）通知書（様式第 9 号）により、補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金額の増額は認めないものとする。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了の日から起算して 30 日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、山梨市地域経済循環創造事業費補助金実績報告書（様式第 10 号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第 11 号）
- (2) 契約書、請求書、領収書及び納品書等の写し
- (3) 写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等の事業の成果が分かる書類
- (4) 融資契約書等の金融機関からの融資を証明する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 第 8 条第 3 項ただし書の規定により交付申請を行った補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付額から減額して提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 14 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付すべきものと認めたときは、補助金の額を確定し、山梨市地域経済循環創造事業費補助金額確定通知書（様式第 12 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 15 条 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、山梨市地域経済循環創造事業費補助金返還命令通知書（様式第 13 号。以下「返還命令通知書」という。）により、その超える部分の額に相当する補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して 20 日以内とし、期限内に納付されない場合には、市長は未納額について、その未納期間に応じて年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の請求等）

第 16 条 補助事業者は、第 14 条の規定による通知を受けたときは、山梨市地域経済循環創造事業費補助金請求書（様式第 14 号。以下「請求書」という。）により、速やかに市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。ただし、市長が認めるときは、概算払いにより交付することができる。

3 前項ただし書の規定により、概算払いを受けようとする補助事業者は、山梨市地域経済循環創造事業費補助金概算払請求書（様式第 15 号）に概算払いを必要とする理由を付し、遂行状況報告書を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 法令、国要綱又はこの要綱に違反したと認められるとき。

（2） 補助金を補助対象事業以外の事業に使用したとき。

（3） 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。

（4） 第 9 条の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

（5） 第 2 条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又はその額を減額した場合で既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、返還命令通知書により、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じたとき（第 1 項第 4 号の場合を除く。）は、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から当該返還を命じた日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の返還及び納付の期限については、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

5 市長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

6 本条の規定は、第 14 条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（書類の整備）

第 18 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を整備し、補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（取得財産等の管理）

第 19 条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第 20 条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものであって、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）第 8 条に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ山梨市地域経済循環創造事業費補助金財産処分承認申請書（様式第 16 号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助事業者に対し、山梨市地域経済循環創造事業費補助金財産処分承認審査結果通知書（様式第 17 号）により通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の取得財産等の処分によって補助事業者収入があると認められるときは、補助事業者に対して、当該収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

（収益状況報告等）

第 21 条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年以内の間、毎会計年度終了後の 30 日以内に、山梨市地域経済循環創造事業費補助金事業化収益状況報告書（様式第 18 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告により、補助事業者が事業化により相当額の収益が生じたと認められるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

（その他）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 6 月 2 日から施行する。

（有効期限）

2 この告示は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

山梨市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

山梨市地域経済循環創造事業費補助金事業計画協議書

山梨市地域経済循環創造事業費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて協議書を提出します。

記

1 補助対象事業の名称

2 関係書類

- (1) 国要綱で定める地域経済循環創造事業実施計画書
- (2) 収支計画書（様式第 2 号）及び具体的な積算根拠が分かる資料
- (3) 事業スケジュール
- (4) 事業概要が分かる資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

収支計画書

単位：千円

補助対象経費 (初期投資額) 経費区分	金 額		年度中までに支出されるものに限る ※土地取得費用やランニングコストは対象外
	(税込)	(税抜)	計上内容、根拠（見積書を添付すること）
施設整備費			
機械装置費			
備品費			
調査研究費			
合計 A			
資金区分	金額		備 考
事業者自己資金			
金融機関からの 融資額			
その他			
合計 B			
補助金申請額 A－B			

- ※1 補助対象経費は、補助金充当の前提となる新規事業に係るものに限り、令和 年
度中までに申請者から支出されるものを記載すること。
- ※2 金融機関からの融資額を確保した上で、事業の立ち上げに不可欠なものとして補助
金申請額を算出すること。

第 年 月 日 号

殿

山梨市長

山梨市地域経済循環創造事業費補助金事業計画協議結果通知書

年 月 日付けで協議のあった事業について、下記のとおり決定したので、山梨市地域経済循環創造事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知する。

記

- 1 補助対象事業の名称
-
- 2 協 議 結 果
- (採 択 ・ 不採択)
- 3 不採択の理由

年 月 日

山梨市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

山梨市地域経済循環創造事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で採択を受けた事業について、
山梨市地域経済循環創造事業費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第 8 条
の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称
-
- 2 補助申請額
- 金

円
- 3 補助対象事業の開始（予定）日
- 年

月

日
- 4 補助対象事業の完了（予定）日
- 年

月

日
- 5 関係書類
- (1) 国要綱で定める地域経済循環創造事業実施計画書

(2) 収支計画書（様式第 2 号）及び具体的な積算根拠が分かる資料

(3) 事業スケジュール

(4) 事業概要が分かる資料

(5) 申請年度及び申請年度前年度における市税の納税証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

殿

山梨市長

山梨市地域経済循環創造事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山梨市地域経済循環創造事業費補助金
については、下記のとおり交付することに決定したので、同補助金交付要綱第 9 条第 2
項の規定により通知する。

記

- 1 補助対象事業の名称
-
- 2 補助申請額
- 金 円
- 3 補助金の額
- 金 円
- 4 この補助金の交付決定に付した条件に違反したときは、補助金の返還を求めることがある。
- 5 交付の条件
- (1) 山梨市補助金等交付規則第 5 条に規定する条件を付す。

年 月 日

山梨市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

山梨市地域経済循環創造事業費補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた山梨市地域経済
循環創造事業費補助金について、同補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり
取下げ願います。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 交付決定額
- 3 取下げ理由
- 金

円

様式第 7 号（第 11 条、第 16 条関係）

年 月 日

山梨市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

山梨市地域経済循環創造事業費補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた山梨市地域経済
循環創造事業費補助金について、同補助金交付要綱第 11 条の規定により、
年 月 日現在の遂行状況について、関係書類を添えて報告します。

様式第 8 号（第 12 条関係）

年 月 日

山梨市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

山梨市地域経済循環創造事業費補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた山梨市地域経済
循環創造事業費補助金について、その申請内容を変更したいので、同補助金交付要綱第
12 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更が生じた理由

第 号
年 月 日

殿

山梨市長

山梨市地域経済循環創造事業費補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更申請のあった山梨市地域経済循環創造事業費補助金について、下記のとおり決定したので、同補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により通知する。

記

- 1 変更の可否 (可 ・ 否)
- 2 変更を承認した事項
- 3 不承認の理由

様式第 10 号（第 13 条関係）

年 月 日

山梨市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

山梨市地域経済循環創造事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた山梨市地域経済
循環創造事業費補助金について、その事業が完了したので、同補助金交付要綱第 13 条の
規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の完了年月日 年 月 日

2 関係書類

- (1) 収支決算書
- (2) 契約書、請求書、領収書及び納品書等の写し
- (3) 写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等の事業の成果が分かる書類
- (4) 融資契約書等の金融機関からの融資を証明する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

収支決算書

単位：円

補助対象経費 (初期投資額) 経費区分	年度中までに支出されるものに限る ※土地取得費用やランニングコストは対象外	
	予算額	決算額
施設整備費		
機械装置費		
備品費		
調査研究費		
合計 A		
資金区分	予算額	決算額
事業者自己資金		
金融機関からの融資額		
その他		
合計 B		
補助金申請額 A－B		

※ 補助対象経費は、補助金充当の前提となる新規事業に係るものに限る、令和 年
度中までに申請者から支出されるものを記載すること。

第 号
年 月 日

殿

山梨市長

山梨市地域経済循環創造事業費補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した山梨市地域経済循環
創造事業費補助金については、下記のとおり額の確定をしたので、同補助金交付要綱第
14 条の規定により通知する。

記

確定金額 金 _____ 円

第 号
年 月 日

殿

山梨市長

山梨市地域経済循環創造事業費補助金返還命令通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した山梨市地域経済
循環創造事業費補助金について、同補助金交付要綱第 15 条第 1 項、第 17 条第 2 項又は
第 20 条第 3 項の規定により、下記のとおり返還を命じる。

記

- 1 補助金返還額 金 _____ 円
- 2 納付期限 年 月 日

年 月 日

山梨市長 様

住 所
団 体 名
代表者名 ⑩

山梨市地域経済循環創造事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった山梨市地域経済
循環創造事業費補助金について、同補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により、下記の
とおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 内 訳

(単位：円)

補助金 交付決定額①	既概算払額②	差引額 ①－②＝③	今回請求額③	備 考

3 振込先

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義（申請者本人）
		普 ． 当	(フリガナ)
			名義人

年 月 日

山梨市長 様

住 所
団 体 名
代表者名 印

山梨市地域経済循環創造事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた山梨市地域経済
循環創造事業費補助金について、概算払いを受けたいので、同補助金交付要綱第 16 条第
3 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求金額 金 _____ 円

2 内 訳

(単位：円)

補助金 交付決定額①	既概算払額②	差引額 ①－②＝③	今回概算払 請求額③	備 考

3 概算払いを必要とする理由

4 振込先

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義（申請者本人）
		普 通 当	(フリガナ)
			名義人

年 月 日

山梨市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

山梨市地域経済循環創造事業費補助金財産処分承認申請書

山梨市地域経済循環創造事業費補助金交付要綱第 20 条第 1 項の規定により、財産処分の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称 _____
- 2 総事業費 金 _____ 円
- 3 補助対象経費 金 _____ 円
- 4 処分する施設又は設備の名称 _____
- 5 処分内容
- 6 処分する理由

※1 処分する施設又は設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。例えば、施設については、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、設備についても、具体的な用途を記載すること。

※2 処分内容の欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売却価格、賃貸料等）を記載すること。

第 号
年 月 日

殿

山梨市長

山梨市地域経済循環創造事業費補助金財産処分承認審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった取得財産等の処分については、下記のとおり決定したので、山梨市地域経済循環創造事業費補助金交付要綱第 20 条第 2 項の規定により通知する。

記

- 1 取得財産等の処分の可否 (可 ・ 否)
- 2 承認した事項
- 3 不承認の理由

年 月 日

山梨市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

山梨市地域経済循環創造事業費補助金事業化収益状況報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた山梨市地域経済循環創造事業費補助金について、同補助金交付要綱第 21 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

(単位：円)

交付確定額	補助対象事業に係る本年度収益額	控除額	本年度までの補助対象事業に係る支出額	基準納付額	前年度までの補助対象事業に係る市への累積納付額	本年度納付額	備考